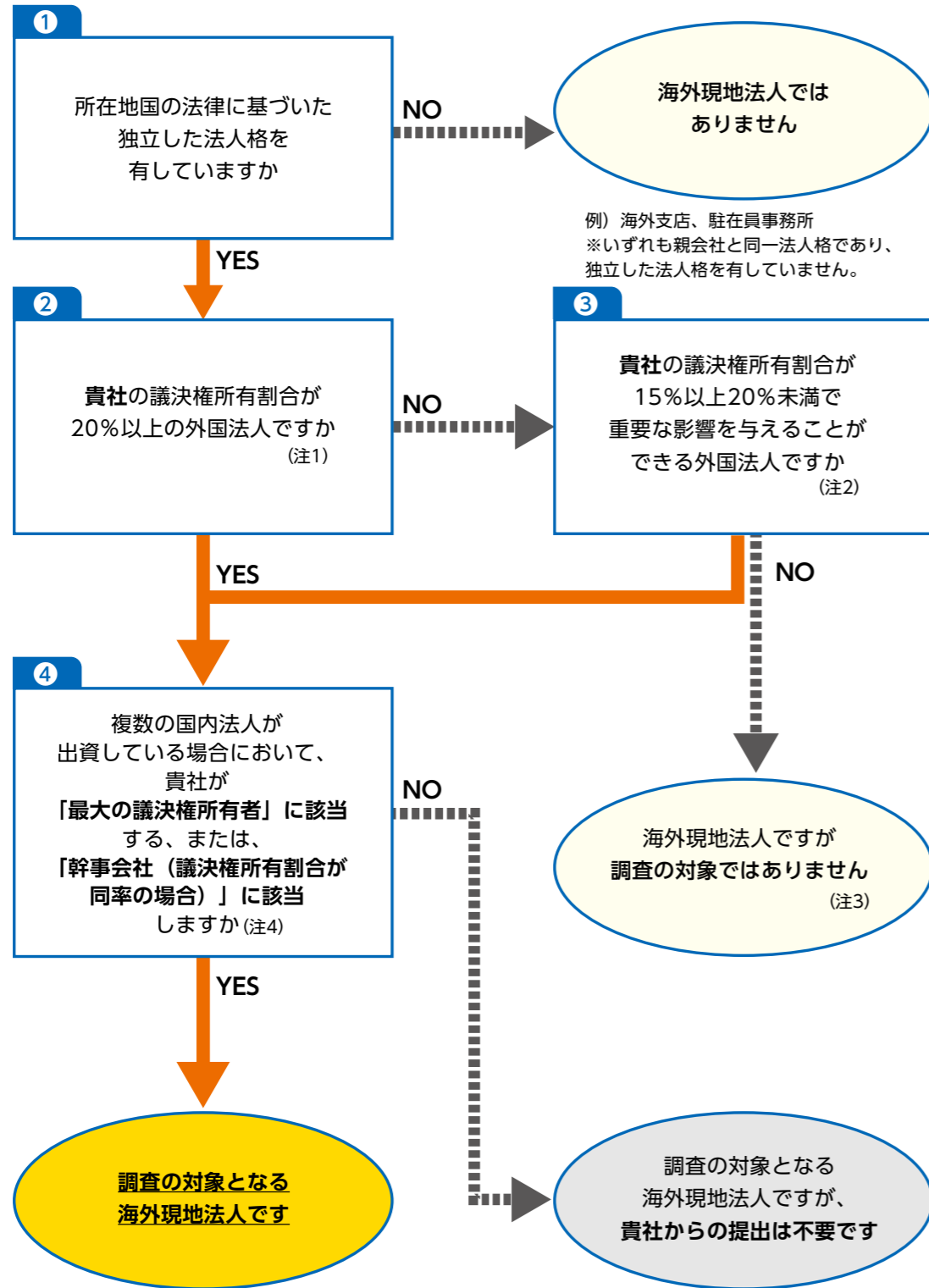


海外現地法人調査票 簡易版記入の手引

海外現地法人調査票の提出に係る判断基準（フローチャート）



(注1) 次の「海外現地法人」（いわゆる「間接議決権比率」が50%超）についても本調査の対象になります。
 ケース1：貴社が50%超の議決権を所有する「海外現地法人」を通じて50%超の議決権を所有する「海外現地法人」
 ケース2：貴社と貴社が50%超の議決権を所有する「海外現地法人」とで合計50%超の議決権を所有する「海外現地法人」
 (注2) 「重要な影響」とは、「役員派遣」、「重要な融資」、「技術提供」、「事業上の取引」など、特定の条件を満たし経営に重要な影響を与えることができる場合をいいます。
 (注3) 「フランチャイズ契約」、「ライセンス契約」、「代理店契約」といった単に経営上の契約事項のみ有している法人は含みません。
 あくまでも上記のフローチャートにおける「議決権所有割合」での判断となります。
 (注4) 複数の国内法人が出資している場合において、「最大の議決権所有者」が純粋持株会社である場合であって、貴社がそれに次ぐ議決権所有割合である場合には、当該現地法人についての調査票は貴社から提出いただきますようお願いいたします。

- 本資料は、調査事項の全体とポイントを把握いただくため、別冊「海外現地法人調査票 記入の手引」の簡易版として作成しています。ご回答に当たっては、当該冊子もあわせてご覧ください。
- 紙調査票不要のインターネットでのご回答も可能ですのでぜひご利用ください。詳しくは同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。
- 調査票のイメージは紙調査票を載せておりますが、回答いただく項目は紙、インターネット共に同じです。

「海外現地法人調査票 記入の手引」は下記のURLからもダウンロードしてご覧いただけます。
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/2026jissi/yohin.html>
 スマートフォン、タブレット端末等で右記二次元コードからもご覧いただけます。



⚠ 注意事項

- 調査時点及び調査年度
 - (1) 記入内容は、「最近決算期」の数値で記入してください。
 - (2) 半年決算の場合は、当該期と前期を合計し、年間で記入してください。
 - (3) 決算期変更の経過期間により年間の記入が困難な場合は、変更後の決算期で記入しても差し支えありませんが、備考欄に〇年〇月〇日から〇年〇月〇日〇ヶ月決算である旨、記入してください。
- 数値、金額等の記入
 - (1) 海外現地法人調査票については「単体」での記入をお願いします。
 - (2) 単位未満は四捨五入、マイナスの場合は金額の先頭に「△」を付けてください。
 - (3) 正確な数値の算出が著しく困難な場合には、概算又は推計によって記入していただいても結構です。
 - (4) 金額はすべて円建てで表示とし、百万円単位で単位未満の金額は四捨五入して「百万円」まで記入してください。
 四捨五入しても百万円に満たない場合は「0」をご記入ください。
 ※ 他国通貨の円換算は「別表1. 国分類、地域分類表（付、国別通貨換算表）」に従って行ってください。
 - (5) 資本金については貴社が出資当時に使ったレートを使用して換算してください。
 - (6) 記入すべき金額や数量がない欄は、何も記入しないでください。
- 調査票への記入方法
 - (1) 令和8年(2026年)3月31日現在で、本社企業が有する現地法人すべて（令和7年度中の一時点まで存在していた現地法人を含む）について、現地法人1社につき「海外現地法人調査票」を1枚ずつ記入してください。なお、「海外現地法人調査票」が不足した場合、「海外現地法人調査票 記入の手引」の表紙の問い合わせ先にご連絡いただくか、恐縮ですが不足分については、予備として同封されている白紙の調査票をコピーしてご記入いただきますようお願いいたします。
 ※より簡易なインターネット回答をお勧めいたします。
 - (2) 日本側出資者が複数存在する場合
 当該現地法人に対して日本側が共同出資である場合については、日本側出資比率が最大の本社企業（同率出資の場合は幹事企業）が記入してください。
 - (3) 海外現地法人調査票及び記入の手引は、日本語のほか英語版も用意しており、上記のURLからもご覧いただけます。

お願い

ご回答内容について、後日事務局から確認させていただく場合がございます。調査票はコピーをとり、控えとしてお持ちくださるようお願いいたします。ご多用中恐縮ですがご協力くださいますようお願い申し上げます。

本調査は、我が国企業の事業活動の多角化、国際化、研究開発等の実態を把握することを目的として実施しています。皆様からのご回答は産業・経済動向の変化に応じた企業に関する施策を立案するために大変貴重なデータとして集計の上、公表しているものです。調査項目が多岐にわたりますがご協力のほど、よろしくお願いいたします。

●調査票は全4ページあります。Point は記入漏れ及び記入の誤りが多いところですのでご注意ください。

P1 現地法人の概要、出資状況

P2 操業状況、解散、撤退、出資比率の低下の時期、雇用の状況

P3 事業活動の状況

P4 費用、収益・利益処分、研究開発の状況、設備投資の状況

Point

- ・印字されている場合はその内容をご確認いただき、変更がある場合には二重線で修正してください。
- ・印字されていない場合には必ず全項目をご記入いただきますようお願いいたします。

記入内容の照会先欄

- ・事務局からご連絡する際に必要となりますので、必ずご記入ください。

1 現地法人の概要

- ・現地法人名は全て大文字のアルファベットでご記入ください。
(中国の現地法人でも可能な限りアルファベットをお願いいたします。)
- ・国・地域番号と(米国・中国の場合)州・省番号、業種分類は「記入の手引」をご参照ください。
- ・業種が多岐にわたる場合には、最も利益や売上高の大きい業種でご判断ください。

Point

3 操業状況

- ・2026年3月31日現在における現地法人の操業状況について、該当する番号に必ずひとつ〇を付けてください。

5 雇用の状況

- ・有給役員と常用雇用者の合計を記入してください。
- ・「常用雇用者」とは、無期雇用者及び1カ月以上の有期雇用者を指します。

Point

6 事業活動の状況

6-1.売上高

- ・612～623については、金額で記入できない場合は、「611 売上高」で記入した金額に占める割合を記入してください。
- ・割合を記入する場合でも、「611 売上高」は必ず金額で記入してください。

6-2.仕入高

- ・625～636については、金額で記入できない場合は、「624 仕入高」で記入した金額に占める割合を記入してください。
- ・割合を記入する場合でも、「624 仕入高」は必ず金額で記入してください。

Point

7 費用、収益・利益処分、研究開発の状況

7-1.費用

- ・営業費用の合計は営業費用内訳より大きくなります。
営業費用計(711+712) ≥ 営業費用内訳(713+714)

7-2.収益・利益処分

- ・「722 法人税等」は法人税等調整額を含めず記入してください(プラスの金額表記となります)。